

神奈川県NPO協働推進課キャラクターかにゃおの利用に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、別紙「神奈川県NPO協働推進課キャラクターかにゃお」（以下「かにゃお」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約において、かにゃおとは、神奈川県（以下「県」という。）県が著作権を有している別添「かにゃおのキャラクター使用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）のデザイン及びこれを展開したものとする。

(権利)

第3条 かにゃおに関する一切の権利は、株式会社ASTRAKHANの（以下「権利者」という。）二者に属し、権利者を代表して神奈川県知事（以下「知事」という。）が利用の許諾（以下「利用許諾」という。）を行う。

(利用の申請)

第3条 かにゃおを利用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ知事の許諾を受けなければならない。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合
- (2) 県が主体となって実施するイベント等で利用する場合
- (3) その他県が認める場合

2 前項の許諾を受けようとする者は、かにゃお利用申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 会社、団体概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) 利用状況がわかる完成見本、サンプル等
- (3) その他知事が必要と認める書類

(利用の許諾)

第4条 知事は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が県のNPO支援等の施策や県のPRに寄与すると認めるときは、利用許諾をすることができる。

2 前項の許諾を行う場合は、知事はキャラクター等の利用方法等について、条件を付すことができる。

3 知事は、第1項の許諾を行った場合は、かにゃお利用許諾通知書（様式第2号）を、利用許諾をしない場合は、かにゃお利用不許諾通知書（様式第3号）を申請者に交付する。

(利用許諾の制限)

第5条 かにゃおの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) かにゃおのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (7) かにゃおのキャラクター使用ガイドラインにおいて認められていないデザインで変形されている場合
- (8) その他知事が適当でないと判断した場合

(利用料)

第6条 かにゃおの利用料については、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第7条 第4条の規定により利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみに利用をすること。
- (2) 当該利用に係る物件の完成品を県に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第4条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) かにゃおを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、許諾番号（©2014 神奈川県 かにゃお#●●●●●）又は「©2014 kanagawa pref. kanyao#●●●●●」を、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

(利用状況の調査)

第8条 知事は、利用者にかにゃおの利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(地位の承継)

第9条 相続人、合併により設立される法人その他利用者の一般承継人は、当該利用者が有していた利用許諾に基づく地位を承継することができる。

(許諾内容の変更等)

第10条 利用者が利用許諾の内容を変更しようとする場合は、あらかじめかにゃお利用許諾内容変更申請書（様式第4号）を知事に提出し、知事の許諾を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾することができる。
- 3 知事は前項の許諾を行った場合は、かにゃお利用変更許諾通知書（様式第5号）を、許諾を行わない場合は、かにゃお利用変更不許諾通知書（様式第6号）を利用者に交付する。
- 4 第7条の規定は、第1項による許諾にも準用する。

(許諾の取消し等)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾（前条の変更の許諾があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、利用者に対し、利用許諾した商品等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 利用者がこの規約に違反した場合
 - (2) 利用者が第4条の利用許諾に付した条件に違反があった場合
 - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
 - (5) その他かにゃおの利用継続が不適当であると認められた場合
- 2 知事は、前項の取り消しを行った場合は、かにゃお利用許諾取消通知書（様式第7号）を利用者に交付する。
 - 3 利用者は、第1項により利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。
 - 4 知事は、第1項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(利用の非独占性等)

第12条 この規約による利用許諾は、利用者がかにゃおを自己の商標や意匠とするなど、独占して利用する権利を付与し、また、利用者及び利用許諾を受けた商品等に対して、県が推奨を行うものではない。

(経費の負担)

第 13 条 知事は、この規約による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を一切負担しない。

(損失補償等の責任)

第 14 条 権利者は、第 7 条、第 10 条による利用許諾及び第 11 条による利用許諾の取消しに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、かにゃおを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、権利者は一切の責任を負わない。

3 利用者は、かにゃおの利用に際して故意又は過失により権利者に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を権利者に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第 15 条 知事は、かにゃおの利用許諾の状況を公開することができる。

(事務)

第 16 条 この規約に関する事務は、神奈川県政策局政策部 N P O 協働推進課が行う。

(その他)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、かにゃおについての必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規約は、平成 26 年 3 月 18 日から施行する。

この規約は、令和 3 年 1 月 13 日から施行する。

この規約は、令和 7 年 2 月 14 日から施行する。